

教 生 学 第 131 号

平成 30 年 5 月 8 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

「ネットトラブル対応マニュアル」について（通知）

児童生徒のスマートフォンの利用に当たっては、その特性を理解しながら有効に活用している反面、ネット依存やSNSでのトラブル、ネット詐欺や不正請求等の被害も多くなっており、学校においては、家庭と連携して情報モラル教育の充実に努めるとともに、様々なネットトラブルに対応した適切な指導が求められています。

こうしたことから、この度、教職員の指導力の向上に資することを目的に、インターネットの利用におけるトラブルについての事例とその対応例を示したマニュアルを、別添のとおり作成しましたので通知します。

については、児童生徒のネットトラブルが発生した際、本マニュアル等を活用し、適切な対応を行うようお願いします。

なお、本マニュアルの PDF データは、生徒指導・学校安全グループの URL (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/>) に掲載しておりますので、活用してください。

(生徒指導・学校安全グループ)

ネットトラブル 対応マニュアル

平成 30 年 4 月
北海道教育委員会

はじめに

内閣府が実施した「平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果によると、青少年の平日 1 日当たりのインターネットの利用時間は約 159 分で、前年度と比べ約 5 分増加しており、小学生の 33.4%、中学生の 56.7%、高校生の 74.2%が、2 時間以上利用しており、学校種が上がるにつれて長時間利用している傾向にあります。

また、利用内容では、小学生ではゲーム（77.9%）、中学生では動画視聴（80.3%）、高校生ではコミュニケーション（89.8%）がそれぞれ最も多くなっており、スマートフォンをはじめとする様々な携帯型情報端末の普及に伴い、児童生徒の SNS や無料アプリ、無料ゲーム等の利用は増加傾向にあります。

スマートフォンの利用に当たっては、その特性を理解しながら有効に活用している反面、ネット依存や SNS でのトラブル、ネット詐欺や不正請求等の被害も多くなっており、学校においては、家庭と連携して情報モラル教育の充実に努めるとともに、様々なネットトラブルに対応した適切な指導が求められています。

こうしたことから北海道教育委員会では、教職員の指導力の向上に資することを目的に、インターネットの利用におけるトラブルについての事例とその対応例を示した事例集を作成しました。

本事例集では、指導上の留意点をはじめ、被害児童生徒や加害児童生徒、保護者への対応等について解説しており、各家庭にける情報モラル教育の一層の充実を図るため積極的に各学校等において活用いただき、適切な対応に努めていただけるようお願いします。

平成 30 年 4 月
北海道教育委員会

目次

はじめに

目次

1 ネットトラブルへの対応	P 1
事例①「ネットいじめ」	P 3
事例②「ネット依存」	P 4
CHECK①「ネット依存のチェックリスト」	P 5
事例③「誘い出し・なりすまし」	P 6
事例④「個人情報漏えい」	P 7
事例⑤「不適切な使い方」	P 8
事例⑥「ネット詐欺」	P 9
事例⑦「チェーンメール」	P 10
事例⑧「著作権・肖像権侵害」	P 11
CHECK②「インターネットでの選挙運動」	P 12
2 困ったときの相談窓口	P 13

1 ネットトラブルへの対応

事例① 「ネットいじめ」

女子生徒（14）は、部活動の友達と SNS のグループをつくり、楽しく会話のやり取りをしていた。グループができて 2 週間後から、同じ SNS のグループのある生徒から悪口を言われるようになり、SNS 上で言い返したところ「キモイ」「うざい」と書かれるようになった。その後、自分の書き込みに、グループの友達からのリアクションがなくなり、学校ではクラスの友達からも無視されるようになった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・初期対応

- ・管理職と生徒指導部、学年主任、担任などで、当該児童生徒から詳細を正確に聴き取るとともに、背景や経緯を調べるなどして問題の全体像を把握する。
- ・詳細を聴き取る際は、当該児童生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行うようにする。
- ・SNS 上への書き込みの内容を確認し、必ず書き込みの内容や、書き込みが表示されたページの URL など、書き込みに関する情報を保存しておく。
- ・管理職は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全児童生徒に対する指導の校内体制を確立する。

書き込みへの対応

- ・書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、当該児童生徒の SNS 上から書き込みの削除を行う。

いじめを受けた児童生徒・保護者への対応

- ・迅速に保護者に連絡した後、家庭訪問し学校の対応方針などを伝え、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。
- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。

いじめた児童生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、いじめの事実やそれに基づく学校の対応方針などを伝える。その際は、担任だけでなく管理職を含めた複数の職員で対応する。
- ・いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、行為の重大さに気付かせ、反省を促す。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・学校いじめ対策組織を設置し、教職員のいじめに対する共通認識を図り、緊密な情報交換により、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。
- ・いじめた児童生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた児童生徒のきめ細やかな観察を継続的に行う。

全校児童生徒への指導

- ・児童会/生徒会活動や学級活動等を通じ、児童生徒自らが自主的にいじめの根絶に向けた取組を行うなど、再発の防止に努める。

保護者に対する啓発

- ・保護者会を開催するなどして、「ネット上のいじめ」に対する学校の対応方針や家庭での留意点を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

事例②

『ネット依存』

男子児童（12）は、欲しかったオンラインゲーム機を買ってもらい、お母さんと「ゲームは一日に1時間」と約束していた。最初は約束を守っていたが、次第にやめられなくなり、ついには約束も守らず、何時間もゲームをするようになった。その結果、朝は起床時間に起きることができなくなり、授業中もゲームのことばかりを考え、友達との関係も悪くなり、日常生活に支障を来すようになった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担任や養護教諭は、当該児童生徒から家庭におけるオンラインゲームの利用について詳細を聴き取るとともに、児童生徒の身体症状や気分の変化、行動面などの心身の健康観察を継続して行う。
- ・管理職は、担任や養護教諭からの報告を受け、全職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、児童生徒への支援に向けた校内体制を確立する。

関係機関との連携

- ・保護者や学校医等との連携の下、児童生徒の抱える問題を見極め、必要であると判断した場合は、医療機関への受診を促す。
- ・受診した場合は、保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、児童生徒への相談・支援を継続する。

保護者への対応

- ・当該児童生徒の支援の在り方や、学校におけるゲームやネット依存対策の取組について、保護者と共通理解を図る。
- ・家庭における児童生徒の様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

再発防止策

- ・オンラインゲーム機等におけるインターネットの適切な利用について当該児童生徒に指導する。
- ・保護者に、フィルタリングの設定や、深夜時間帯の利用制限をするなどの対応を促すとともに、家庭のルールを作るなど、家庭でできる指導をお願いする。
- ・家庭に対して、児童生徒の心身の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、学級通信や保健だより等を通してゲーム依存についての正しい知識や対応方法を周知する。

未然防止策

- ・教育活動全体を通して、「セルフチェックシート」や「メディアチェックシート」などを活用し、オンラインゲームやインターネットの利用状況について見直すとともに、オンラインゲームの特性やゲーム依存に陥ってしまうことによる、心身の弊害、日常生活や人間関係等の影響を理解させる。
- ・指導に当たっては、危険性ばかりを過度に強調することなく、児童生徒自らがゲーム依存の問題点や対処の仕方を理解させ、適切にインターネットを利用する心構えを見出す。
- ・情報機器との関わりは個人差が大きいいため、グループでの話し合いや全体での意見発表を通じて考えを共有し、オンラインゲーム機等を所持していない児童生徒にも、自分も関わる問題になり得ることを意識させる。

CHECK ① ネット依存のチェックリスト

たとえば、ネット依存の疑いがあるからと言って、直ちにネット依存であるとレッテルを貼るのではなく、ネットの使い方について児童生徒と一緒に見直し、本人に自らのネット使用について問題意識を持たせ、経過を見ながら関わっていくためのきっかけとして使用することが重要です。

ヤング博士の「診断質問票 DQ (=Diagnostic Questionnaire)」

- ☐ あなたはインターネットに夢中になっていると感じていますか？
(例えば、前回にネットをしたことを考えたり、次回ネットをすることを待ち望んでいたり、など)
- ☐ あなたは、満足を得るために、ネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならないと感じていますか？
- ☐ あなたは、ネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことが度々ありましたか？
- ☐ ネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとしたとき、落ち着かなかったり、不機嫌や落ち込み、またはイライラなどを感じますか？
- ☐ あなたは、使い始めに意図したよりも長い時間オンラインの状態でいますか？
- ☐ あなたは、ネットのために大切な人間関係、学校のことや、部活動のことを台無しにしたり、危うくしたりするようなことがありましたか？
- ☐ あなたは、ネットへの熱中のし過ぎを隠すために、家族、学校の先生やその他の人たちに嘘をついたことがありましたか？
- ☐ あなたは、問題から逃げるために、または、絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込み等といった嫌な気持ちから逃げるために、ネットを使いますか？

評価方法：5項目以上該当すれば「インターネット依存の疑い」とする。

出典：Young K. (1998) Diagnostic Questionnaire for Internet Addiction (DQ) (邦訳：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)

事例③

「誘い出し・なりすまし」

女子生徒（17）は、大好きなアイドルのファンが集まる交流サイトで、自分と同じ女子高校生のファンと友達になった。サイト上での会話で、行きたかったコンサートのチケットが1枚余っているのと一緒に一緒に行こうと誘われ、コンサート会場で待ち合わせるようになった。コンサートの当日、会場に行くと、見知らぬ男性が待ち合わせ場所におり、サイトの女子高校生が自分であることを名乗り出てきた。生徒は怖くなってその場から逃げた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担任や養護教諭は、当該児童生徒から経緯等の詳細を聴き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。
- ・相手からのアクセス履歴を確認するとともに、証拠となる履歴をスクリーンショットなどで保存しておく。

保護者への対応

- ・被害を拡大させないためにも、警察に相談することを保護者に勧める。
- ・家庭訪問を行うなどして、保護者に出会い系サイト等の危険性について十分な認識を持たせ、スマートフォンやインターネットの利用について、家庭のルールを作り、フィルタリングを設定することなどを強く勧める。

関係機関との連携

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・当該児童生徒の心と体のケアに向けて、医療機関とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携しながら支援に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・概要について速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

再発防止策

- ・保護者の協力を得て、当該児童生徒に軽率な行動を慎むなど、インターネット等の適切な利用について指導を行う。
- ・担任のみならず、養護教諭や関係機関の協力を得て、個人面談を継続するなど、当該児童生徒を継続的に見守る体制を整備する。
- ・当該児童生徒には、今後、相手とは絶対に連絡を取り合わない指導するとともに、メールアドレスの変更や、受信拒否などの設定を行うよう指導する。
- ・学年指導や学級指導を通じてスマートフォンやインターネットを利用する際の危険性について指導する。特に、個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス等）を書き込んだり、安易に教えたりしないよう留意させるとともに、トラブルに遭ったら、信頼できる大人に相談するよう指導する。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対して、あらゆる機会を利用してスマートフォンやインターネットの適切な利用やフィルタリングの設定、家庭でのルール作りについて保護者の理解と協力を得る。

事例④

『個人情報漏えい』

女子生徒（15）は、自宅の前を撮影した写真を SNS 上に投稿したところ、その位置情報から住所を特定され、知らない男の人から付きまとわれるなどのストーカー被害に遭うようになり、保護者が警察に相談した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担任や養護教諭は、当該児童生徒から経緯等の詳細を聴き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。
- ・相手からのアクセス履歴を確認するとともに、投稿した写真やストーカー行為者を特定する証拠となる履歴をスクリーンショットなどで保存し速やかに削除を行う。なお、警察に相談している場合は、警察に確認を取ってから対応する。

保護者への対応

- ・家庭訪問を行うなどして、保護者に個人情報の公開の危険性について十分な認識を持たせ、スマートフォンやインターネットの利用について、家庭のルールを作ることなどについて強く勧める。
- ・被害を拡大させないためにも、警察に相談することを保護者に勧める。

関係機関との連携

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・当該児童生徒の心と体のケアに向けて、医療機関とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携しながら支援に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・概要について速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

再発防止策

- ・担任のみならず、養護教諭や関係機関の協力を得て、個人面談を継続するなど、当該児童生徒を継続的に見守る体制を整備する。
- ・当該児童生徒には、今後、相手に絶対にメールを送信しないよう指導するとともに、メールアドレスの変更や、受信拒否などの設定を行うよう指導する。

未然防止策

- ・児童生徒に対しては、スマートフォンやインターネットを利用する際の危険性について指導する。特に、個人情報を書き込んだり、安易に写真を投稿しないよう留意させるとともに、トラブルに遭ったら、信頼できる大人に相談するよう指導する。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対して、あらゆる機会を利用してスマートフォンやインターネットの適切な利用やフィルタリングの設定、家庭でのルール作りについて保護者の理解と協力を得る。

事例⑤

『不適切な使い方』

男子生徒（18）は、学校名を明かした上で友達と一緒に飲酒している様子を SNS に投稿した結果、個人情報とともに SNS 上に拡散された。この投稿に対する批判が相次ぎ、学校に投稿について通報があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・通報を受けた教職員は、個人情報（氏名や顔写真等）が判明できる状況であれば、名簿で当該児童生徒を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・個人情報が判明できない状況であれば、書き込みが表示された URL から当該児童生徒を確認する。
- ・管理職と生徒指導部、学年主任、担任などで飲酒の事実や SNS への投稿について事実確認を行い、スクリーンショット等で保存したのち削除する。
- ・管理職は、関係職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。

保護者への対応

- ・当該児童生徒の保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに、今後の対応について協議する。
- ・家庭における飲酒の状況について確認するとともに、飲酒による弊害、インターネット上に個人情報を公開することの危険性などについて説明し理解を得る。

教育委員会（教育局）への報告

- ・概要について速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

再発防止策

- ・未成年の飲酒は法律で禁止されていることを当該児童生徒に自覚させるとともに、軽率な行動により、他人への影響が及ぶだけではなく、自分の将来へも大きな影響を与えてしまうことに気付かせ、自分自身が今後どのように行動していくべきかを考えさせる。
- ・学級指導を通じて、飲酒は法律で禁止されている行為であり、絶対に許されないことを指導したうえで、情報社会における責任や義務を意識させ、正しく判断することの大切さを理解させる。

未然防止策

- ・事故の記録をもとに、原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断などを身に付けさせる指導を行う。
- ・児童生徒の基盤意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行う。

保護者との連携

- ・しばらくの間、子供のスマートフォンを預かり、反省を促してもらうよう依頼する。

事例⑥

「ネット詐欺」

女子生徒（15）は、SNS 上で知り合った人からコンサートチケットを買う約束をし、自分の小遣いから口座に 16,000 円を振り込んだ。しかし、チケットが届かないうえ、知り合った相手と連絡がつかなくなった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担任や養護教諭は、当該児童生徒から経緯等の詳細を聴き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。なお、当該児童生徒から聴き取りを行う際には、被害に遭ったことを責めないように配慮して事実確認をする。
- ・相手からのアクセス履歴を確認するとともに、証拠となる SNS 上でやり取りをした履歴や振込明細等をスクリーンショットなどで保存しておく。

保護者への対応

- ・保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者と共に警察に向かう。

関係機関との連携

- ・今後の対応を確認した上で、消費生活センターや警察等の関係機関と連携し対応する。
- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・当該児童生徒の心と体のケアに向けて、医療機関とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携しながら支援に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・概要について速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

再発防止策

- ・当該児童生徒に、今後、先方へのメールや電話連絡等を絶対に行わないよう指導する。
- ・学級指導を通じて、安全にインターネットショッピング等を利用するための利便性や危険性を指導する。
- ・保護者に対して、あらゆる機会を利用してスマートフォンやインターネットの適切な利用や、フィルタリングの設定、家庭でのルール作りについて保護者の理解と協力を得る。

事例⑦

「チェーンメール」

男子生徒（14）に親友から無料通話アプリでメールが回ってきた。それは、メールに書かれた質問に答え、次の誰かにそのメールを送る「バトン」と呼ばれるチェーンメールだった。生徒は、質問にあった「嫌いな人」に、同じクラスの生徒の名前を挙げ、違う友達にメールを送った。数日後、生徒は、「嫌いな人」に名前を挙げた生徒のグループからいじめを受け学校を休むようになった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・管理職と生徒指導部、学年主任、担任などで、当該児童生徒から詳細を正確に聴き取るとともに、背景や経緯を調べるなどして問題の全体像を把握する。
- ・詳細を聴き取る際は、当該児童生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行うようにする。
- ・管理職は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全児童生徒に対する指導の校内体制を確立する。

書き込みへの対応

- ・チェーンメールへの書き込みがエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、当該児童生徒の SNS 上から書き込みの削除を行う。

いじめを受けた児童生徒・保護者への対応

- ・迅速に保護者に連絡した後、家庭訪問し学校の対応方針などを伝え、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。
- ・いじめに遭った原因を考えさせ、チェーンメールの危険性や不適切な書き込みについて理解させる。
- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。

いじめた児童生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、いじめの事実やそれに基づく学校の対応方針などを伝える。その際は、担任だけでなく管理職を含めた複数の職員で対応する。
- ・いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、行為の重大さに気付かせ、反省を促す。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・いじめ対策チームを設置し、教職員のいじめに対する共通認識を図り、緊密な情報交換により、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。
- ・いじめた児童生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた児童生徒のきめ細やかな観察を継続的に行う。

全校児童生徒への指導

- ・生徒会活動や学級活動等を通じ、児童生徒自らが自主的にいじめの根絶に向けた取組を行うなど、再発の防止に努める。
- ・学年指導や学級指導を通じて、全児童生徒に対しチェーンメールの例について紹介するとともに、チェーンメールを他の友人等に転送しないよう指導を行う。

保護者に対する啓発

- ・保護者会を開催するなどして、「ネット上のいじめ」に対する学校の対応方針や家庭での留意点を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

事例⑧

『著作権・肖像権侵害』

男子生徒（16）は、電車内で盗撮したと思われる女性の画像を「今日電車で目の前に座ったとびきりのブスをあげるよ」という中傷とともに投稿したほか、SNS 上で確認できただけでもこのような行為を 5 度繰り返していたことが発覚した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・教職員は、書き込みが表示された URL から個人情報（氏名や顔写真等）を判明し、名簿で当該児童生徒を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職と生徒指導部、学年主任、担任などで、SNS への投稿の事実確認を行い、スクリーンショット等で保存したのち削除する。
- ・管理職は、関係職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。

保護者への対応

- ・当該児童生徒の保護者に連絡を取り、状況を説明するとともに、今後の対応について協議する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・概要について速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（再発防止・未然防止）のポイント

再発防止策

- ・当該児童生徒に、自分が取ってしまった行動の原因を明らかにし、今後どのように行動していくべきかを考えさせる。
- ・学級指導や学年指導を通じて全児童生徒に対し、無断で他人を撮影することが「迷惑行為」として条例に違反することや、無断で他人の写真をインターネットや SNS 上に公開することは肖像権の侵害に当たり、法律に違反する犯罪行為であること、社会のモラルに反する行為でコミュニケーションを図ることは間違いであるということを理解させる。
- ・保護者に対して、あらゆる機会を利用してスマートフォンやインターネットの適切な利用やフィルタリングの設定、家庭でのルール作りについて保護者の理解と協力を得る。

保護者との連携

- ・しばらくの間、子供のスマートフォンを預かるなど、反省を促す対応を依頼する。

CHECK ② 「インターネットでの選挙運動」

- (1) 選挙運動期間内において、満 18 歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。ただし、その場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報の表示が義務付けられているほか、電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等のみに限られており、また候補者や政党等からきた選挙運動のための電子メールを受け取った者は、家族や友人など、他の選挙人にそのメールを転送することは禁じられています。
- (2) インターネットを利用した生徒の政治的活動等のうち、許される行為と許されない行為
- 【許される行為】
- 18 歳以上の者が、選挙運動期間中に「〇〇さんを当選させよう！」というツイートをリツイートすること（ブログや掲示板に書き込む、ラインのグループトーク等に投稿する、フェイスブックで「いいね！」をする等も同様）
 - 「〇〇という現状を踏まえ、××という施策を推進すべき」といった選挙運動とならないようなツイートをする（時期、満 18 歳以上か未満かを問わない）
- 【許されない行為】
- 選挙運動期間中に、選挙運動用の電子メールを友人や家族に転送すること（満 18 歳以上か未満かを問わない）
 - 校則で校内の使用が制限されているにもかかわらず、授業中や休み時間に校内でスマホを利用してツイッターやフェイスブック、ラインで政治的な発言を行うこと。（満 18 歳以上か未満かを問わない）

インターネットを使った選挙運動 ～青少年の皆さんが注意すべきこと～

理解度チェック〇×クイズ

以下の設問に○か×で答えて、インターネットを使った選挙運動において青少年の皆さんが注意すべき点について正しく理解できているかチェックしてみましょう！

- 「問 1」 SNS で特定の候補者の応援メッセージを投稿する行為や、選挙運動の様子を動画サイトにアップする行為は、選挙運動である。
- 「問 2」 総理大臣が「衆議院を解散する」と発言しました。満 18 歳以上であれば、その時点から立候補予定者を当選させるための選挙運動を行うことができる。
- 「問 3」 17 歳以下でも、他人の選挙運動メッセージを SNS などで広める（リツイート、シェアなど）などのインターネットを使った選挙運動を行うことができる。
- 「問 4」 電子メールを利用した選挙運動は、一般の有権者は行うことができない。
- 「問 5」 満 18 歳以上であっても、高校生などの生徒は選挙権を持つことはできない。

出典：一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA） 啓発・教育ポータル「ケータイ・インターネットの歩き方～子どもが安心・安全につかうために～」 http://ema-edu.jp/others/text_el.html

※「S 問」○「ハ 問」×「E 問」×「T 問」○「I 問」：見解

2 困ったときの相談窓口

困ったときの相談窓口

(1) 消費・契約上のトラブルに関する相談

北海道立消費生活センター

電話番号	・消費生活相談専用 050-7505-0999 (月～金)9:00～16:30 ※祝日、年末年始を除く ・メール相談 http://www.do-syouhi-c.jp
------	---

(2) いじめに関する相談

北海道教育委員会 子ども相談支援センター

電話番号	・電話相談 0120-3882-56 (毎日 24 時間・無料) ・来所相談(事前に予約が必要) (月～金)10:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く ・メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
------	---

北海道立教育研究所

電話番号	・来所相談(事前に予約が必要 011-386-4520) (月～金)10:00～16:00 ※祝日、年末年始を除く
------	---

24 時間子ども SOS ダイヤル(全国統一ダイヤル)

電話番号	0120-0-78310(無料)
------	------------------

法務省人権擁護局

電話番号	・子どもの人権 110 番 0120-007-110(全国共通・無料) (月～金)8:45～17:15 ※各地方方法務局でも受け付けています http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
------	---

(3) 犯罪被害に関する相談

北海道警察少年サポートセンター

電話番号	・少年相談 110 番 0120-677-110(無料) ※携帯電話からは、011-242-9000 (月～金)8:45～17:30 ※各警察署生活安全課(係)でも受け付けています
------	---

(4) 性暴力に関する相談

性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH(さくらこ)」

電話番号	050-3786-0799 (月～金)13:00～20:00 ※祝日、年末年始を除く
------	--

ネットトラブル対応マニュアル

平成 30 年 4 月発行

発行者 北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssα/>